



平成 28 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 井 関 農 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 木 村 典 之
コ ー ド 番 号 6 3 1 0
上 場 取 引 所 東 証 第 1 部
問 合 せ 先 I R ・ 広 報 室 長 鈴 木 文 利
(TEL. 03-5604-7709)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社の子会社である株式会社キセキ北海道（以下、「同社」といいます。）は平成 26 年 7 月 29 日に北海道に所在する農業協同組合、地方公共団体等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵等施設及び同施設に設置される設備機器の建設工事に関し、独占禁止法に基づく公正取引委員会による立ち入り検査を受け、以降、当社および同社は、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、当社および同社は、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、お知らせいたします。

本件に関しまして、株主の皆様、お客様やお取引先様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

また、このような事態を厳粛に受け止め、さらに法令遵守の徹底に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

北海道に所在する農業協同組合、地方公共団体等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵等施設及び同施設に設置される設備機器の建設工事に関し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認すること、以後、同様の行為が行われないように必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の内容

(1) 当社：井関農機株式会社

納付すべき課徴金の額 1 億 5192 万円
納付すべき期限 平成 28 年 9 月 12 日

(2) 同社：株式会社キセキ北海道

納付すべき課徴金の額 1 億 1810 万円
納付すべき期限 平成 28 年 9 月 12 日

3. 今後の対応

(1) 独占禁止法を含む法令遵守の徹底

- ・当社グループは既に再発防止策を策定し実施しておりますが、今後もこれをより一層定着させ、法令遵守の徹底を図ります。

- ・監査体制につきましても、平成 26 年 4 月に行った組織改正（施設事業部の外部からモニタリングする組織「施設監理室」の設置）に加え、平成 27 年 5 月に監査体制の一元化・独立化（「施設監理室」を「内部統制・監査部」に移管したうえで、「内部統制・監査部」を通常の業務執行から独立した「経営監理委員会」の下に置くこととする。）といたしました。今後も内部統制の強化を図ってまいります。

（2）役員報酬の一部返上

信頼回復に向けて再発防止に取り組む姿勢をより明確にするため、当社代表取締役会長、社長および施設事業担当役員は、月額報酬の 20%の 2 ヶ月～4 ヶ月相当分を、それぞれ返上することといたしました。

同社の役員につきましても、同様の対応を行う予定です。

4. 業績に与える影響

当該課徴金納付額につきましては、平成 27 年 12 月期決算において、特別損失として計上する予定であります。

以 上